

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

評価期間（平成17年度～平成25年度）

最終評価シート

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25
<p>第1 中期目標の期間 機構の本中期目標の期間は、平成17年10月1日から平成26年3月31日までの8年6月間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下、「RFO」という。）設立当初の組織体制は、施設譲渡の企画・開発、入札・売却に主眼をおいたものであり、その後の各年度において、実情に即した効率的な業務運営体制となるよう、常に必要な見直しを行ってきた。平成23年6月に成立した、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）により、RFOは平成26年4月に独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）に改組されることになったことから、平成24年度以降は、JCHO設立に向けた準備作業が主な業務となった。このため、平成24年4月、金融機関出身の理事長に替わって、地域医療に取り組んできた現理事長が着任し、地域医療機能推進機構準備室を立ち上げ、組織文化の異なる公益法人3団体が運営する社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院を、独立行政法人に相応しい統一的な制度の下に移行すべく、委託先団体や行政庁等との高度な折衝や調整を行える体制とした。</p> <p>JCHOへの改組の準備作業に当たっては、財務及び内部統制調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の状況に重大な問題があることが把握され、その改善をRFOが直接指導</p>	S 4.57	S 4.57	S 5.00	A 4.42	S 5.00	S 5.00	S 4.85	A 4.42	S 5.00	S 4.76

することが厚生労働大臣から命ぜられるなど、当初想定されていなかった様々な困難な課題への対応が求められた。

こうした様々な困難にもかかわらず、少数の職員体制の下で広範な業務を的確に実施し、平成26年3月末までの限られた時間内に移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月のJCHO発足を果たすことができた。

平成25年度末の常勤役職員数は22名となり、平成17年度(基準人員41名)に比べて8%以上削減するとの中期計画の目標を大幅に上回る結果となった。

平成17年度末の組織体制		平成25年度末の組織体制	
・ 理事長	1名	・ 理事長	1名
・ 総務部	8名	・ 審議役	1名
・ 企画部	8名	・ 総務部	5名
・ 施設部	9名	・ 企画部	3名
・ 業務推進部	4名	・ 財産管理部	4名
・ 管理部	6名	・ 地域医療機能推進 機構準備室	8名
合 計	36名 (基準人員 41名)	合 計	22名

【業務の変遷に応じた職員構成の推移】

出身職種	平成17年度末	平成25年度末
金融機関	12名	1名
不動産会社	4名	2名
建設会社	5名	1名
厚生労働省	10名	16名
その他	5名	2名
合 計	36名	22名

資格取得者	平成17年度末	平成25年度末
医師	0名	2名
宅建建物取引主任者	9名	3名
特別管理産業廃棄物管理責任者	0名	1名
不動産鑑定士	1名	1名

	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ RFO 設立当初から、効率的な組織運営を図るため、積極的に外部委託を行い、外部の専門的知見を活かす方針を取った。 年金福祉施設等の譲渡のための総合アドバイザー業務、事業デューデリジェンス業務、不動産売却業務の一部（入札物件情報の作成、入札案内の作成等）等の委託を行い、売却業務委託業者に対しては、譲渡価格の上昇を図るため、売却価格に応じたインセンティブ方式の導入も実施した。 平成 20 年度には社会保険病院等の出資準備の一環として全ての社会保険病院等について、エンジニアリングレポート（建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査など）を作成するためのアドバイザーを外部委託したほか、設計図面の収集業務、仕様書の作成業務等を外部委託により行った。 ・ 平成 21 年度以降には、社会保険病院等の整備工事実施に当たり、整備案件の妥当性等の検証のためアドバイザー業務の外部委託、RFO の資産を含めた実態ベースの合算貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表を作成するための財務調査（第 1・2 フェーズ）を外部委託により実施した。 ・ 平成 24 年度には、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①運営を委託している病院等について RFO 資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに JCHO に改組された時点で想定される JCHO 開始貸借対照表の作成 ②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているかについて財務及び内部統制調査（第 3 フェーズ）を外部委託により実施した。 ・ 平成 25 年度には、委託契約を延長し、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①全社連病院に係る平成 24 年度決算修正額等の検証、②第 3 フェーズの内部統制調査における検出事項のフォローアッ 											
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p>	<p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>プ、③JCHO の会計制度構築及び移行時の承継ルール等の策定、④運営を委託している病院等について RFO 資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに JCHO に改組された時点で想定される JCHO 開始貸借対照表の作成を行う、社会保険病院等に係る財務調査及び内部統制構築並びに JCHO の会計制度等構築業務（第 4 フェーズ）（以下「財務調査等（第 4 フェーズ）」という。）を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等の譲渡に際しては、不動産鑑定業務、入札補助業務及び譲渡に係る病院事業の引き継ぎ支援業務について外部委託を行い対応した。 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、RFO 設立前に社会保険庁が委託していた公益法人と、社会保険庁が契約していた内容と基本的に同様の内容で委託契約を締結した。 平成 25 年度末をもって、委託契約を締結していた公益法人との契約をすべて解除した。 										
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25
<p>2 業務管理の充実</p> <p>業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。</p>	<p>2 業務管理の充実</p> <p>(1) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p>	<p>○データベース等による進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 国から出資を受けた資産に関する情報の管理については、国有物品台帳等については全てPDF化し、データベースによる集約管理を行った。また、情報管理、物品管理、不動産管理、施設情報管理、進捗管理及び実績管理等のデータベースを作成し、業務に活用した。平成22年度から実施された財務調査についてもその結果をデータベース化するなどし、厚生労働省、委託先公益法人と共有し、JCHOへの改組の進め方等の議論にも活用した。また、平成22年度に実施した不動産調査で作成されたデータベースについては、不動産支障の解消の可否の検討に活用するとともに、JCHOにおいて利用見込のない不動産の洗い出しにも活用した。 <p>○財務調査結果のデータベース化及びその活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度において、平成22年度に実施した財務調査（第1フェーズ）と同等の会計基準に基づき、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成するとともに指標分析、比較分析による個別病院の詳細分析を実施し、合算財務諸表及び詳細分析結果をデータベース化した。（第2フェーズ） 平成24年度には、JCHOに改組された時点において想定されるJCHO開始貸借対照表を作成するとともに、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運営と適正な内部統制を確保する観点から社会保険病院等に係る財務及び内部統制調査（第3フェーズ）を行った。 平成25年度においては、引続き直近の決算データに基づく合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びにJCHOに改組された時点で想定されるJCHO開始貸借対照表の作成、第3フェーズの内部統制調査における検出事項のフォローアップ及び全社連病院に係る平成24年度決算修正額等の検証等の財務調査等（第4フェーズ）を行った。 	A 4.43	S 4.71	S 4.71	A 4.28	S 4.71	S 4.85	S 4.85	A 3.85	S 4.66	S 4.56

○諸会議による進捗管理

- ・ 業務の進捗に関しては、幹部会（月 2 回開催、構成員：理事長、理事、監事、部長及び総務課長）及び役員会（月 1 回開催、構成員：理事長、理事、監事）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合会（参加者：理事長、施設部・調査部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等）においても適宜状況報告及び進捗管理を行った。平成 24 年 10 月以降は役員会（原則月 1 回開催、構成員：理事長、理事、監事）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、定例会議（週 1 回開催：全役職員）においても適宜状況報告及び進捗管理を行った。
- ・ 上記の他、計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い、方針を決定し対処した。

【役員会】

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
回数	7	13	13	15	15	14	12	27	31

※平成 17 年度は、6 ヶ月の実績

平成 25 年度は、役員会 3 回、定例会議 28 回の合計

【幹部会】

年度	H17	H18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
回数	12	21	21	21	21	22	21	9

※平成 17 年度は、6 ヶ月の実績

平成 24 年 10 月以降は休止。

- ・ JCHO への移行準備作業としては、極めて広範かつ多様な内容に加え、事務量的にも極めて膨大な作業が必要とされたが、これらの膨大な作業を、平成 26 年 4 月の JCHO 移行までに完了させるため、必要な全業務をリストアップし、各業務の担当者と責任者を決めて業務スケジュールを作成し、毎月初めの定例会議で進捗状況を報告させ、業務分担の見直しを含めた修正を常に行いながら進行管理してきた。その結果、

	<p>(2) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>平成 26 年 3 月までの限られた時間内に、JCHO 発足までに必要とされた移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じさせることもなく平成 26 年 4 月の JCHO 発足を迎えることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な事業リスクに関しては、不適格入札者、談合、偽情報、風評リスク、法規制変更リスク等であるが、これらの諸問題については、毎朝開催される業務打合せ会において全員で議論を行い、その結果に基づき所管部署が対応した。 売却過程に発生するリスクに対応するため、RFO 設立当初に特別顧問を 2 名設置し対応に当たり、平成 18 年度には特別顧問を 4 名に増員した。 RFO 保有施設や RFO 以外の機関が保有する物件につき、RFO を通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられ、これらの偽情報についてはホームページにおいて情報公開を行い、関係当局への情報提供により被害発生防止を図った。 <p>平成 19 年度には、偽情報の増加等に対応するため、企画部に上席調査役を設置して偽情報に対するリスク管理を強化するとともに、訴訟等法律問題に適切に対応するため法務文書課を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度には、RFO 保有資産に関する運営委託先費用負担による整備の実施等、経営委託契約に基づく RFO の承認案件について、厚生労働省と連携し業務運営の改善について必要な措置を求め、委託先公益法人は、「施設整備等に関するフローチャート」の作成により手続きを明確化するなど必要な体制整備を実施した。 平成 24 年度以降についても、偽情報が流布されているとの情報が寄せられており、被害発生を抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行うとともに、関係当局への情報提供を行うとともにホームページにおいて周知を図った。 JCHO への移行に際しては、委託先団体の職員は一旦退職し退職金が支払われること、また、JCHO では給与が低くなる職員もいること等から、職員の大幅な離職による人手不足も懸念された。こうした懸念に対し、「理事長から職員の皆さ 											
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>んへのメッセージ」を示し、各病院において職員への丁寧な説明を行うよう促すなど、各病院と一体となって対応した結果、JCHO 発足時の常勤職員数については、改組前とほぼ同数の約 2.3 万人を確保することができた。</p>										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果							評価期間 の評価																																																														
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		H24	H25																																																												
<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比18%以上の額を節減すること。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 さらに、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比18%以上の額を節減する。</p> <p>(2) 業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>(3) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。 さらに、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p>	<p>・ 一般管理費（人件費を除く）の削減については、調達の実績報告 性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成17年度との比較で平成25年度は64%の削減を達成した。</p> <p>【一般管理費（人件費を除く）の推移】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>42</td> <td>38</td> <td>33</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※17年度の金額は、決算額86百万円から初年度限りの経費65百万円を除いた金額21百万円を年換算（6ヶ月であったため、2倍）して算出した。</p> <p>・ 毎年度、各種調達に当たっては、原則として一般競争入札とし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、業務経費の効率的な執行に努めた。</p> <p>・ 各年度において、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、実情に即した効率的な業務運営体制となるよう、常に必要な見直しを行ってきた結果、平成25年度末の常勤役職員数は22名となり、基準人員（41名）との比較で平成25年度は46.3%の削減を達成した。</p> <p>【常勤役職員数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>34</td> <td>31</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">基準人員（41名）</td> </tr> <tr> <td>削減率（%）</td> <td>△12.2</td> <td>△4.9</td> <td>△4.9</td> <td>△17.1</td> <td>△24.4</td> <td>△39.0</td> <td>△41.5</td> <td>△46.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考：総人件費改革におけるRFOの基準人員数（定員）は、41名（常勤役員を含む）である。）</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	金額	42	38	33	29	31	28	20	17	15	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	人数	36	36	39	39	34	31	25	24	22	基準人員（41名）										削減率（%）	△12.2	△4.9	△4.9	△17.1	△24.4	△39.0	△41.5	△46.3		<p>A</p> <p>4.00</p>	<p>S</p> <p>4.71</p>	<p>S</p> <p>4.71</p>	<p>A</p> <p>4.42</p>	<p>S</p> <p>4.57</p>	<p>S</p> <p>4.57</p>	<p>A</p> <p>4.42</p>	<p>A</p> <p>4.00</p>	<p>A</p> <p>4.16</p>	<p>A</p> <p>4.40</p>
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																															
金額	42	38	33	29	31	28	20	17	15																																																															
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																															
人数	36	36	39	39	34	31	25	24	22																																																															
基準人員（41名）																																																																								
削減率（%）	△12.2	△4.9	△4.9	△17.1	△24.4	△39.0	△41.5	△46.3																																																																

<p>(3) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>(4) 情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図ること。</p>	<p>(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>(5) 情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>また、役員及び職員の給与については、毎年度、国家公務員の人事院勧告に準じて見直しを行い、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく措置も講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。 RFOにおいては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）や「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日厚生労働大臣通知）等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査・指導を受けることのできる体制を整備している。 施設譲渡に係る入札情報等の重要情報の紛失・漏洩を防止するため、ウイルス対策ソフトの導入、パソコン起動時のパスワード設定等、情報セキュリティ対策の充実を図った。 											
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25
第3 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>○各施設の経営状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RFO 設立当初には、譲渡業務促進のための総合アドバイザーを設置し、全施設を対象に施設の現況調査、不動産調査を実施し、その把握した各施設の状況をデータベースに集約し、譲渡計画策定に活用した。 ・ 平成20年度の社会保険病院等の出資時鑑定評価に、建物の維持管理コストを適切に反映させるために作成したエンジニアリングレポートを活用し、各病院の老朽度等の状況を把握するとともに財務分析を行い経営状況等の把握に努めた。 また、建物耐震診断、土壌汚染調査が必要と考えられる施設全件の調査を実施し、譲渡に当たり、その結果を開示している。 財務状況と老朽度に基づき26病院において施設整備計画を策定しRFOによる整備を実施した。 一方、社会保険病院等が、引き続き地域医療に貢献できるよう、平成22年度及び平成23年度に財務調査（第1・第2フェーズ）を実施し、3期分の合算財務諸表を作成、指標・比較分析により詳細分析を実施した。これらの結果は厚生労働省、委託先公益法人とも共有し、JCHO への改組の進め方や改組後の施設運営等についての議論にも活用した。 ・ 平成24年度には、引き続き平成24年3月期の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査（第3フェーズ）によりRFO資産を含めた経営状況等を把握した。 また、平成24年4月に出資された船員保険病院（3病院）については、エンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。 ・ 平成25年度にも、引き続き財務調査等（第4フェーズ）によりRFO資産を含めた病院等の経営状況等を把握した。 	A 4.14	A 4.14	S 4.71	S 4.57	S 5.00	S 5.00	A 4.28	A 4.00	A 4.00	A 4.43

○RFOの業務内容に関する地方公共団体への説明

・ RFO の設立当初には、年金福祉施設等が所在するすべての地方公共団体に対して、RFO が行う譲渡業務について関係書類を送付し、地方公共団体の意向について書面によるアンケート調査を行った。未回答の地方公共団体については、年金福祉施設等の実査等の際に訪問のうえ、RFO 業務の説明を実施するとともに、回答のあった地方公共団体についても必要に応じ RFO 業務についての説明を行った。

年金福祉施設等の存続を希望する地方公共団体に対しては、固定資産税の免除又は一定期間の減免等の施設に対する支援策取り付けによる付加価値の増大に努力した結果、譲渡完了時においては、固定資産税減免、補助金の交付等の支援策を得た施設は 53 施設となり、この内 46 施設については地方公共団体の意向に沿った用途となった。

地方公共団体の支援等について

	施設数
地方公共団体が入札に参加して落札したもの	10
地方公共団体による収用に機構が応じたもの	7
固定資産税減免、補助金交付等の支援策を得たもの	53
計	70

・ 社会保険病院等の譲渡に関しても、病院等の所在地方公共団体と連絡を密に行い、譲渡条件等について十分な協議を行った。

・ 平成 25 年度には、JCHO において利用見込のない不動産の売却にあたり、入札に先立って所在する地方公共団体の意向調査を行った。

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25
<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p> <p>毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。</p> <p>また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないように十分に配慮すること。</p> <p>社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院(これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。</p>	<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p> <p>毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。</p> <p>また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないように十分に配慮する。</p> <p>社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院(これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。</p>	<p>○年金福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RFO 設立当初に、年度別譲渡計画を立案し、テストマーケティングを実施し、順次譲渡を実施した。 年金福祉施設等の譲渡にあたっては、官業から民業への橋渡しというコンセプトを掲げ、極力現在の事業を継続していくことを前提に検討を進めた。民間事業として継続していく可能性を可能な限り追求し、雇用に配慮しうる譲渡形態を目指すとの方向性を明確にし、委託先公益法人に協力を求めてきた。 ・ 事業年度毎に年度計画に掲げた譲渡に係る進捗状況を管理することにより譲渡業務を促進し、平成22年8月4日をもって、年金福祉施設等全物件の売却を完了した。 また、譲渡を完了した年金福祉施設等全件について、譲渡後の用途等を確認するために履行状況調査を実施し、全物件について公序良俗に反する使用等は見られなかった。 <p>○社会保険病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険病院等の譲渡については、厚生労働省の譲渡指示により、社会保険浜松病院、健康保険岡谷塩嶺病院、健康保険鳴門病院（看護専門学校を含む。以下「健康保険鳴門病院等」という。）、川崎社会保険病院（老人保健施設を含む。以下「川崎社会保険病院等」という。）、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院（老人保健施設を含む。以下「東京北社会保険病院等」という。）、社会保険鯉沢病院（老人保健施設を含む。以下「社会保険鯉沢病院等」という。）及び社会保険紀南病院（看護専門学校を含む。以下「社会保険紀南病院等」という。）の8病院等の譲渡を完了した。 ・ JCHO への移行を控えた平成25年度においては、病院跡地など JCHO において利用見込のない不動産の洗い出しを行い、10物件の売却（地方公共団体に売却した1件は随意契約、他はすべて一般競争入札）を年度末までに完了した。 	A	S	S	S	S	S	S	A	A	S
			3.71	4.57	5.00	4.71	4.85	5.00	4.57	3.85	4.33	4.51

<p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。</p> <p>また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>(2) 契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。</p> <p>ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。 ③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。</p>	<p>○売却額</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金福祉施設等と社会保険病院等を含めた売却額合計は2,380億円となり、売却原価比で+1,074億円（182.2%）、出資価格比で+183億円（108.3%）となり、当機構が目標としてきた、「時価を上回り売却すること」及び「出資価格を毀損しないこと」を達成した。 <p>【平成25年度までの譲渡実績】 【単位：百万円】</p> <table border="1" data-bbox="1127 577 1899 829"> <thead> <tr> <th>譲渡施設数</th> <th>譲渡物件数</th> <th>売却額</th> <th>売却原価対比額</th> <th>売却原価比</th> <th>出資価格対比額(参考)</th> <th>出資価格比(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>308</td> <td>438</td> <td>237,972</td> <td>+107,394</td> <td>182.2%</td> <td>+18,273</td> <td>108.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○年金福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の収用に応じた7施設以外は、すべて一般競争入札により対応した。 <p>○社会保険病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の指示により随意契約となった6病院等以外は、一般競争入札に付して対応した。（社会保険浜松病院及び川崎社会保険病院等） JCHOへの移行を控えた平成25年度においては、JCHOにおいて利用見込のない不動産の洗い出しを行い、10物件の売却（地方公共団体に売却した1件は随意契約、他はすべて一般競争入札）を年度末までに完了した。 <p>○譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時については、官報及びRFOホームページにおいて開示した。公告時期については従業員の再就職活動にも十分に配慮した上で、委託先公益法人と協議の上決定した。</p>	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額(参考)	出資価格比(参考)	308	438	237,972	+107,394	182.2%	+18,273	108.3%										
譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額(参考)	出資価格比(参考)																				
308	438	237,972	+107,394	182.2%	+18,273	108.3%																				

<p>(3) 譲渡条件</p> <p>次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。</p> <p>① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム）</p> <p>② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム）</p> <p>③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p>	<p>(3) 譲渡条件</p> <p>次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。</p> <p>① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム）</p> <p>② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム）</p> <p>③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p>	<p>○年金福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを条件とした譲渡については、以下の通りである。 <p>条件付き譲渡施設数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>健康管理センター</th> <th>老人ホーム</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 健康管理センターについては、引渡し後 5 年間健康診査事業を実施することを条件として 20 施設の譲渡を実施した。</p> <p>② 老人ホームについては、5 年間の機能維持に加えて、譲渡時点の入居条件を 1 年間維持することを条件として、譲渡後に円滑に事業が引き継げるように買受者との調整に努め、21 施設の譲渡を実施した。</p> <p>また、終身利用老人ホームである厚生年金サントール千葉については、委託先団体と入居者が入居時に締結した条件を承継し、終身利用権を担保することを主な譲渡条件として平成 22 年度に一般競争入札に付し、譲渡を行った。</p> <p>③ サンピアさぬきについては、スケートリンクを 5 年間維持することを条件として一般競争入札に付し、譲渡を行った。</p> <p>また、北海道厚年年金会館については、ホールの機能を 5 年間維持することを条件として一般競争入札に付し、譲渡を行った。</p> <p>○社会保険病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険浜松病院 <p>所在地方公共団体である静岡県及び浜松市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した上で譲渡条件を設定し</p>		健康管理センター	老人ホーム	その他	平成18年	2	-	-	平成19年	10	1	1	平成20年	7	10	1	平成21年	1	8	-	平成22年		2	1	合計	20	21	3											
	健康管理センター	老人ホーム	その他																																						
平成18年	2	-	-																																						
平成19年	10	1	1																																						
平成20年	7	10	1																																						
平成21年	1	8	-																																						
平成22年		2	1																																						
合計	20	21	3																																						

		<p>た。</p> <p>(譲渡条件：①落札決定日から起算して 5 年を経過した日又は移転用地の所有権が移転した日から起算して 3 年を経過した日のいずれか早い日までに新病院を開設すること、②新病院の病床数は開設時に 199 床以上とすることとし、開設後 2 年以内に 199 床以上を稼働させることなど。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険岡谷塩嶺病院 <p>所在地方公共団体である長野県及び岡谷市より、譲渡条件等について意見を求めた。</p> <p>(譲渡条件については、運営者である岡谷市に譲渡を行い、現在岡谷市が運営する 2 病院の機能を統合することが決定しており、特に設定されなかった。)</p> 健康保険鳴門病院等 <p>所在地方公共団体である徳島市より、徳島県への譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で設定した。</p> <p>(譲渡条件：①救急医療、災害医療及び臨床研修をはじめとして、徳島県が地域医療について必要と認められる機能を承継すること、②看護専門学校を継続して運営することなど)</p> 川崎社会保険病院等 <p>所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地元有識者で構成される川崎社会保険病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、委員会の承認を得たうえで譲渡条件を設定した。</p> <p>(譲渡条件：①譲渡後 2 年以内の早期に病床数 308 床を稼働させること、②譲渡後 1 年以内に救急告示の認定を受けること、③譲渡後も回復期リハビリテーション病床を稼働させることなど)</p> 東北厚生年金病院 <p>所在地方公共団体である宮城県及び仙台市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。</p> <p>(譲渡条件：①一般病床 420 床、精神病床 46 床を維持すること、②譲渡後も循環器科、整形外科、心臓血管外科、産婦人</p> 											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(4) 譲渡価格</p> <p>施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p>	<p>(4) 譲渡価格</p> <p>施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p>	<p>科、リハビリテーション科、精神科を維持すること、③譲渡後も地域医療支援病院の承認を受けることなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京北社会保険病院等 <p>所在地方公共団体である東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。</p> <p>(譲渡条件:①現在の25診療科の維持と整備後の343床を維持すること、②譲渡後も小児科、内科、外科の休日・全夜間診察(二次救急)を実施すること、③譲渡後も臨床研修病院の指定を受け機能を維持することなど)</p> 社会保険鵜沢病院等 <p>所在地方公共団体である山梨県及び富士川町より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。</p> <p>(譲渡条件:①救急医療や災害医療など、地域医療において必要と認める機能を承継すること、②介護老人保健施設を継続して運営することなど)</p> 社会保険紀南病院等 <p>所在地方公共団体である和歌山県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件を設定した。</p> <p>(譲渡条件:①救急医療、災害医療及び周産期医療など和歌山県が地域の中核病院として必要と認める機能を維持すること、②看護専門学校を継続して運営することなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資施設の適正な市場価格の把握のため、公募プロポーザルにより不動産鑑定業者を複数選定し、必要に応じて不動産の再鑑定評価を実施できる体制とした。平成19年度以降は、入札参加者に価格の目安を示すとともに、RFOとしての意思を入札価格に反映させることを意図し、最低売却価格の全件開示に踏み切った。最低売却価格については、不動産鑑定の手法に基づきRFOのマーケティングにより把握した市場動向を反映させた。 <p>社会保険病院等の譲渡に関しても、直近の不動産鑑定評価を取得した上で不動産鑑定評価の手法に基づき譲渡価格を設</p>											
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。</p>	<p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮すること。</p>	<p>定した。なお、随意契約による譲渡における予定価格設定プロセスについては、外部の有識者からなる「譲渡業務諮問委員会」に諮問し、具体的な鑑定評価方法や病院の経営状況などの説明を行った上で、審議いただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）とし、買受先が地方公共団体の場合には、議会決議を経る迄の間の仮契約での対応や契約保証金の免除等を行ったほか、分割払い（2施設）での対応を行うなど譲渡対価の支払い方法の弾力化にも配慮を行った。 老人ホームについては5年間の機能維持に加えて現在の入居条件を1年間維持する条件を付加し、円滑に事業が引き継げるように買受者との調整に努めるなどの配慮を行った。 終身利用老人ホームである厚生年金サテール千葉については、委託先団体と入居者が入居時に締結した条件を承継し、終身利用権を担保することを譲渡条件として入札を行うなど十分な配慮を行った。 <p>○年金福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の譲渡において、事業継続を前提として買受を検討している者に対し、委託先公益法人等の従業員の再雇用の依頼を行った。また、落札者が事業継続を予定している場合には、売買契約締結時より買受者、委託先公益法人を含めた三者協議を開始し、委託先公益法人等の従業員の再雇用に向け、採用面接の機会等を設定することに尽力した。 施設の廃止に当たっては、国が作成した雇用への配慮に関するスキームに基づき、厚生労働省職業安定局への情報提供を行った。 平成22年度の譲渡完了時点では、譲渡時に事業を行っていた施設の内192施設（74%）で事業が継続された。 											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

また、当該事業継続となった施設については、譲渡時に従業員がいた施設のうち、一部採用も含め、187 施設（72%）において全部又は一部の雇用が継続された。

事業継続状況	施設数	比
譲渡時に事業を行っていた施設	258	100%
継続	192	74%
非継続(一部受皿有)	19	7%
非継続	47	18%

廃止済	42
-----	----

雇用継続状況	施設数	比
譲渡時に従業員がいた施設	258	100%
継続	142	55%
一部採用	45	17%
非継続	71	28%

廃止済	42
-----	----

○社会保険病院等

・社会保険浜松病院

譲渡時には、健康管理センターのみの運営であったが、正規職員のうち希望者は全員、買受者である医療法人に雇用された。

・健康保険鳴門病院等

RFO より買受者であり、所在地方公共団体でもある徳島県に職員の雇用を依頼しており、原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があり、職員の継続雇用が確保された。

・川崎社会保険病院等

神奈川県より職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、同県の要望として RFO より全入札参加検討者に対し、雇用への配慮を求め、買受者である医療法人は希望者全員に対し面接を実施した。

・東北厚生年金病院

所在地方公共団体である宮城県及び仙台市から職員の継

<p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。</p>	<p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>続雇用に配慮することが求められたことから、RFO において同県及び同市の要望として学校法人東北薬科大学に対し依頼を行い、希望者については継続雇用が確保された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険鰹沢病院等 所在地方公共団体である富士川町への意見照会において、職員の雇用の継続が示さ、買受者である峡南北部二病院統合事務組合において、現職員全員が継続雇用された。 ・ RFO の設立当初には、年金福祉施設等が所在するすべての地方公共団体に対して、RFO が行う譲渡業務について関係書類の送付と、地方公共団体の意向について書面によるアンケート調査を行い、要請のあった地方公共団体とは個別に面談を行った。 その結果については買受希望者へ適切に開示し、その後は、施設の存続を希望する地方公共団体に対し、事業継続後の施設の固定資産税の減免、補助金の交付等を要請した。また、既存不適格となっている施設に係る土地の用途変更の要請、施設が事業継続となった場合の施設利用に関する地方公共団体の支援表明などの要請も行った。その結果、地方公共団体が何らかの支援策を講じた施設は、53 施設にのぼった。 また、社会保険病院等の譲渡に際しては、所在地方公共団体に対して、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で譲渡条件の設定を行った。 										
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果							評価期間 の評価		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		H24	H25
<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>(1) 運営に当たっての基本方針</p> <p>年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。</p> <p>また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。</p> <p>社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。</p> <p>(2) 施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。</p> <p>② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>(1) 運営に当たっての基本方針</p> <p>年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。</p> <p>また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。</p> <p>社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。</p> <p>(2) 施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。</p> <p>② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p>	<p>・ 従前、公共施設の譲渡においては行われていなかった経営改善可能性の情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施した。</p> <p>また、譲渡対象施設敷地内の支障への対応として、旧法定外の公共物（いわゆる赤道といわれる里道）の購入、接道敷地の購入、境界線の調整・確定、地上権の設定、土地交換、下水道事業受益者負担金への対応、PCB 廃棄物の処分及び移動、アスベスト対策及び電波障害対策等を行った。</p> <p>・ 平成20年度に社会保険病院等の施設整備についての基準を策定し、平成21年度以降には、機能維持にかかる整備が不十分な施設に対して、RFO 負担により熱源更新、空調設備更新、外壁改修及び屋上防水改修等の機能維持施設整備（21 病院を対象）、耐震補強工事（5 病院を対象）を行った。</p> <p>① 平成20年度にすべての社会保険病院等についてエンジニアリングレポートの作成を委託により実施し、施設の維持管理に活用した。</p> <p>② 災害による被害、利用者の安全な利用に支障を生じる恐れのあるもの及び法令等に抵触する恐れのあるもの並びに運営を停止した施設にかかるものの整備について、RFO の負担により実施した。平成23年3月に発生した東日本大震災により大きな被害を受けた仙台市内所在の病院に対しては、当座の病院機能の復旧、患者・職員に対する安全確保の観点から、直ちに復旧工事に着手した。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせた。</p>	S	A	A	A	A	S	S	A	A	A
			4.71	3.86	4.00	4.00	4.28	4.71	4.71	4.42	4.33	4.34

<p>(3) 運営の停止等</p> <p>経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。</p> <p>運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p>	<p>(3) 運営の停止等</p> <p>経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。</p> <p>運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>【整備件数・金額一覧】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="10" style="text-align: right;">(金額:億円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RFOによる整備</td> <td>件数</td> <td>-</td> <td>97</td> <td>94</td> <td>92</td> <td>85</td> <td>35</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>-</td> <td>1.8</td> <td>1.0</td> <td>1.8</td> <td>2.4</td> <td>2.7</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> <td>1.0</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">委託先公益法人による整備</td> <td>件数</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>33</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>29</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>-</td> <td>4.3</td> <td>1.4</td> <td>34.8</td> <td>91.3</td> <td>305.0</td> <td>339.0</td> <td>40.0</td> <td>58.0</td> <td>873.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 運営を継続することが不適切と認められる施設については、各年度の譲渡計画に織り込み、早期に売却に着手し、譲渡を開始した。</p> <p>また、落札者決定以前に運営を停止した施設については、譲渡を完了するまでの間、資産価値が減じないよう管理委託を実施し、適切に維持管理を行った。</p> <p>【運営停止後に管理委託を実施した施設】</p> <p>社会保険東大阪健康づくりセンター、ちば社会保険センター、国民年金保養センター源平荘、国民年金健康保養センターきつれがわ、国民年金保養センターもりおか、鹿児島厚生年金健康福祉センターサンピアあいら、秋田厚生年金休暇センター、ロジズ a o ドッコ沼、国民年金健康保養センター阿多々羅、ペアーレ札幌、二子玉川スポーツセンター及び札幌健康づくりセンター</p>			(金額:億円)												17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計	RFOによる整備	件数	-	97	94	92	85	35	19	20	11	453	金額	-	1.8	1.0	1.8	2.4	2.7	0.6	0.3	1.0	11.6	委託先公益法人による整備	件数	-	30	33	27	30	20	29	11	10	190	金額	-	4.3	1.4	34.8	91.3	305.0	339.0	40.0	58.0	873.8										
		(金額:億円)																																																																																
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計																																																																							
RFOによる整備	件数	-	97	94	92	85	35	19	20	11	453																																																																							
	金額	-	1.8	1.0	1.8	2.4	2.7	0.6	0.3	1.0	11.6																																																																							
委託先公益法人による整備	件数	-	30	33	27	30	20	29	11	10	190																																																																							
	金額	-	4.3	1.4	34.8	91.3	305.0	339.0	40.0	58.0	873.8																																																																							

<p>(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めること。</p>	<p>(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険病院等の財務諸表は、委託先公益法人毎・個別病院毎に作成基準が異なっており、統一的な基準で把握する必要がある。 将来の建替え資金を捻出するためには、RFO 保有資産に係る減価償却費負担を個別病院毎の財務諸表において費用認識する必要があることから、RFO 保有資産の再調達原価に基づき減価償却累計額・年間要償却額を算定する必要があった。 このため、平成 22 年度、平成 23 年度には財務調査（第 1・2 フェーズ）を実施し、RFO 資産を含めた実態ベースの合算財務諸表を作成し、個別病院等の分析も実施した。 ・ 平成 24 年度には、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①運営を委託している病院等について RFO 資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに JCHO に改組された時点で想定される JCHO 開始貸借対照表の作成 ②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているかについて財務及び内部統制調査（第 3 フェーズ）を行った。 ・ 平成 25 年度には、引き続き合算財務諸表等の作成を行うとともに、前年に実施した内部統制調査で検出された事項の改善状況のチェック等を目的とした財務調査等（第 4 フェーズ）を行った。 ・ すべての病院について RFO の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、JCHO のミッションの共有、統一の制度設計移行への確認、医療経営戦略の更なる改善点等について集中的に議論を行い、その結果を踏まえて JCHO の各病院の平成 26 年度事業計画案を作成した。 										
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価																
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25															
<p>3 買受需要の把握及び開拓</p> <p>譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。</p>	<p>3 買受需要の把握及び開拓</p> <p>譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p>	<p>○年金福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 現存する建物とそこで働く人を活かすためには、年金福祉施設等の事業を継続することが有効である。 買受人の発掘を自ら行う方針に基づき、全施設の実査に加え、地方公共団体、金融機関、ゼネコン及び地元の有力企業を訪問し、買受需要の開拓を行った。 平成22年度の年金福祉施設等の譲渡完了時には、譲渡時に事業を行っていた年金福祉施設等の内、192施設（74%）において事業が継続された。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業継続状況</th> <th>施設数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡時に事業を行っていた施設</td> <td>258</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>192</td> <td>74%</td> </tr> <tr> <td>非継続（一部受皿有）</td> <td>19</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>非継続</td> <td>47</td> <td>18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○社会保険病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等のうち、一般競争入札による譲渡については、必要な体制を整備し、過去に年金福祉施設等の譲渡を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かし、所在地方公共団体及びアドバイザー等から情報を入手しマーケティング対象リストを作成し、入念な準備を行った上で入札を実施した。 JCHOへの移行を控えた平成25年度においては、JCHOにおいて利用見込みのない不動産については、RFOにおいて売却する方針とし、対象となった10件の不動産が所在する地方公共団体（11団体）に対し、取得の意向について調査を行うとともに、過去の施設売却見込み等に関する問い合わせを記録した施設情報データベースを活用して、入札参加者の増加に繋げた。 	事業継続状況	施設数	比率	譲渡時に事業を行っていた施設	258	100%	継続	192	74%	非継続（一部受皿有）	19	7%	非継続	47	18%	A	S	A	S	S	S	A	A	A	A
事業継続状況	施設数	比率																									
譲渡時に事業を行っていた施設	258	100%																									
継続	192	74%																									
非継続（一部受皿有）	19	7%																									
非継続	47	18%																									
			4.29	4.57	4.14	4.85	5.00	4.85	4.42	4.00	3.83	4.44															

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果							評価期間 の評価		
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		H24	H25
<p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供</p> <p>機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。</p> <p>①組織に関する情報</p> <p>②事業報告書等の業務に関する情報</p> <p>③貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報</p> <p>④組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ RFO では、運営に関する情報を可能な限り開示し、透明性の確保に努めており、RFO のホームページでは以下の情報を掲載し、継続的に情報提供を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① RFO の目的、業務の概要 ② RFO の組織概要 ③ RFO の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ RFO の中期目標、中期計画及び年度計画 ⑤ RFO の契約方法に関する定め ⑥ 毎月の契約締結状況 ⑦ 四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシー代の支出 ・ 譲渡価格に関する内部情報・入札者情報以外は全て開示している。 ・ JCHO へ改組されることになったことに伴い、平成24年度には、ホームページの一部改訂を実施し、JCHO への改組について、移行に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載した。 ・ 平成25年8月には、全社連病院が、平成24年度決算において約120億円の決算修正を行うことになったこと、また、こうした重大な事態を受けて、今後の全社連病院の適正な財務・会計処理についてはRFOが直接各全社連病院を指導するよう厚生労働大臣から命ぜられたことについて記者会見を開き説明するとともに、ホームページにて公表した。 	A	A	A	A	A	S	A	A	A	A
			3.86	3.86	4.14	3.85	4.00	4.57	4.28	4.28	4.00	4.09

<p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供</p> <p>円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p>	<p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供</p> <p>① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。</p> <p>② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。</p> <p>③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>④ 施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを最大限に活用し、譲渡予定施設の概況等の情報提供を行った。入札情報については官報に掲載し、併せてホームページで周知した。平成 18 年度以降はホームページの改訂を行った。譲渡価格に係る内部情報・入札者情報以外は、透明性確保の観点から情報はすべて開示としている。 ・ 落札者名についても RFO が定めた公開基準に則り、買い受者の同意が得られたものはホームページに掲載した。なお、平成 19 年 12 月以降は、所有権移転登記後は原則として開示とした。 ・ 平成 20 年度より、ホームページを施設譲渡情報、調達情報、プレスリリース及び RFO についての 4 区分とした。施設譲渡情報には、施設本体と宿舍を分別して掲載した。 ・ 健康保険鳴門病院等の売買契約については、契約締結後にホームページに掲載し、徳島県庁において記者レクを実施した。 <p>川崎社会保険病院等については、官報、ホームページに加えて、川崎市役所記者クラブへの情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等の売買契約については、契約締結後にホームページに掲載した。 ・ RFO で実施した公的資産売却に係るノウハウを整備し、必要に応じて配布が可能な体制とした。国や独立行政法人より施設の譲渡手法等について照会があり、原則として面談によりきめ細かな情報提供を実施した。 											
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>年金福祉施設等の運営に関する情報提供に対するホームページへのアクセス状況は下記のとおりである。なお、平成 22 年度上半期をもって年金福祉施設等の譲渡を完了したことから、平成 22 年度下半期以降のアクセス数は減少した。</p> <table border="1" data-bbox="1130 533 1905 1066"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>月数</th> <th>訪問者</th> <th>ページ</th> <th>ヒット数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>18/上</td><td>18/6/1</td><td>18/9/30</td><td>4</td><td>21,634</td><td>230,401</td><td>901,228</td></tr> <tr><td>18/下</td><td>18/10/1</td><td>19/3/31</td><td>6</td><td>28,842</td><td>298,657</td><td>1,215,911</td></tr> <tr><td>19/上</td><td>19/4/1</td><td>19/9/30</td><td>6</td><td>38,960</td><td>377,283</td><td>1,482,301</td></tr> <tr><td>19/下</td><td>19/10/1</td><td>20/3/31</td><td>6</td><td>37,065</td><td>384,660</td><td>1,500,645</td></tr> <tr><td>20/上</td><td>20/4/1</td><td>20/9/30</td><td>6</td><td>42,158</td><td>398,933</td><td>1,724,214</td></tr> <tr><td>20/下</td><td>20/10/1</td><td>21/3/31</td><td>6</td><td>38,814</td><td>286,851</td><td>1,617,283</td></tr> <tr><td>21/上</td><td>21/4/1</td><td>21/9/30</td><td>6</td><td>41,329</td><td>249,270</td><td>1,670,521</td></tr> <tr><td>21/下</td><td>21/10/1</td><td>22/3/31</td><td>6</td><td>44,825</td><td>216,308</td><td>1,319,229</td></tr> <tr><td>22/上</td><td>22/4/1</td><td>22/9/30</td><td>6</td><td>38,822</td><td>187,610</td><td>1,012,659</td></tr> <tr><td>22/下</td><td>22/10/1</td><td>23/3/31</td><td>6</td><td>22,672</td><td>113,951</td><td>496,353</td></tr> <tr><td>23/上</td><td>23/4/1</td><td>23/9/30</td><td>6</td><td>19,611</td><td>111,960</td><td>487,087</td></tr> <tr><td>23/下</td><td>23/10/1</td><td>24/3/31</td><td>6</td><td>20,532</td><td>117,089</td><td>507,823</td></tr> <tr><td>24/上</td><td>24/4/1</td><td>24/9/30</td><td>6</td><td>20,395</td><td>100,812</td><td>406,085</td></tr> <tr><td>24/下</td><td>24/10/1</td><td>25/3/31</td><td>6</td><td>18,683</td><td>91,003</td><td>365,461</td></tr> <tr><td>25/上</td><td>25/4/1</td><td>25/9/30</td><td>6</td><td>19,812</td><td>85,373</td><td>390,720</td></tr> <tr><td>25/下</td><td>25/10/1</td><td>26/3/31</td><td>6</td><td>24,115</td><td>109,392</td><td>583,565</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 全ての計数は、月平均である。</p>	期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数	18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228	18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911	19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301	19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645	20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214	20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283	21/上	21/4/1	21/9/30	6	41,329	249,270	1,670,521	21/下	21/10/1	22/3/31	6	44,825	216,308	1,319,229	22/上	22/4/1	22/9/30	6	38,822	187,610	1,012,659	22/下	22/10/1	23/3/31	6	22,672	113,951	496,353	23/上	23/4/1	23/9/30	6	19,611	111,960	487,087	23/下	23/10/1	24/3/31	6	20,532	117,089	507,823	24/上	24/4/1	24/9/30	6	20,395	100,812	406,085	24/下	24/10/1	25/3/31	6	18,683	91,003	365,461	25/上	25/4/1	25/9/30	6	19,812	85,373	390,720	25/下	25/10/1	26/3/31	6	24,115	109,392	583,565											
期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数																																																																																																																														
18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228																																																																																																																														
18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911																																																																																																																														
19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301																																																																																																																														
19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645																																																																																																																														
20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214																																																																																																																														
20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283																																																																																																																														
21/上	21/4/1	21/9/30	6	41,329	249,270	1,670,521																																																																																																																														
21/下	21/10/1	22/3/31	6	44,825	216,308	1,319,229																																																																																																																														
22/上	22/4/1	22/9/30	6	38,822	187,610	1,012,659																																																																																																																														
22/下	22/10/1	23/3/31	6	22,672	113,951	496,353																																																																																																																														
23/上	23/4/1	23/9/30	6	19,611	111,960	487,087																																																																																																																														
23/下	23/10/1	24/3/31	6	20,532	117,089	507,823																																																																																																																														
24/上	24/4/1	24/9/30	6	20,395	100,812	406,085																																																																																																																														
24/下	24/10/1	25/3/31	6	18,683	91,003	365,461																																																																																																																														
25/上	25/4/1	25/9/30	6	19,812	85,373	390,720																																																																																																																														
25/下	25/10/1	26/3/31	6	24,115	109,392	583,565																																																																																																																														

中期目標	中期計画	評価期間（平成 17 年～25 年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25
5 新機構への改組に向けた準備 新機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行うこと。	5 新機構への改組に向けた準備 新機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行う。	<p>○準備体制の立ち上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JCHO への改組を見据え、平成 24 年 4 月、金融機関出身の理事長に替わって地域医療に取り組んできた現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、新体制の下、本格的な改組準備が始まった。 <p>平成 25 年度においては、医師・看護師を各 1 名常勤職員として採用し、各職種として専門的な対応を求められる移行準備作業を進めた。こうした体制面の強化を図りつつも、RFO では職員 22 名（地域医療機能推進機構準備室職員 8 名）という限られた体制で、厚生労働省年金局事業企画課社会保険病院等対策室をはじめとする関係機関と十分連携・調整を図り、以下(3)のような膨大な取り組みを行い、平成 26 年 4 月の JCHO 発足を果たした。</p> <p>(1) 改組に当たっての基本姿勢</p> <p>改組に当たっては以下の点を示しながら準備を進めてきた。</p> <p>① JCHO の使命</p> <p>公的医療機関として、未だ満たされていない地域医療のニーズに応え、地域医療のミスマッチの解消に資すること</p> <p>② JCHO における在るべき組織運営の姿</p> <p>ア 委託先 3 団体の異なる歴史、組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等を乗り越え、一体感のある組織作りを行う必要</p> <p>イ 国からの運営費交付金はなく、財政的に自立した病院運営を行う必要</p> <p>ウ 独法として社会への説明責任、透明性が一層求められるという認識</p> <p>(2) 院長会議等を通じた新機構の運営方針の確定</p> <p>院長会議等の各種の会議や委託先団体幹部との個別の打合せ等で徹底的に議論を行い、JCHO の運営方針を確定させてきた。</p>	—	—	—	—	—	—	—	S 4.57	S 5.00	S 4.79

		<p>① 院長会議の開催〔平成 24 年 4 月～26 年 3 月〕</p> <p>RFO 主催で 3 団体の本部と全院長による会議を平成 24 年 4 月から計 10 回開催し、JCHO の使命など運営に係る重要事項を議論し、方針を確定させてきた。</p> <p>② ビジョン具体化等に関するワーキンググループ（WG）の実施〔平成 24 年 6～7 月〕</p> <p>RFO、委託先団体、その他有識者からなるWGを立ち上げ、具体的検討事項について議論を行い、方針をまとめた。</p> <p>③ 実務作業チームでの検討〔平成 24 年 8～12 月〕</p> <p>改組に当たり必要となる資産の整理等の実務的な課題について、RFO 及び委託先団体の実務担当者による実務作業チームを立ち上げ、議論を行い、方針をまとめた。</p> <p>④ 個別病院のヒアリング</p> <p>個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について RFO の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、JCHO のミッションの共有、JCHO における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社連病院について財務・会計処理に関する重大な問題が明らかになったことから、説明責任を果たすため、調査終了を待たずに平成 24 年 12 月に中間公表を行った。 <p>(3) 主な移行準備作業</p> <p>① 財務及び内部統制に関する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RFO では、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、委託先団体の運営する病院の財務と内部統制の状況を調査した。 ・ この調査結果については、平成 24 年 12 月に中間報告、平成 25 年 3 月に全体報告（「RFO による社会保険病院等の財務及び内部統制に関する調査について」）を行った。この報告において、特に全社連が運営する病院について医業未収金に係る原因を説明できない差額があるなど重大な問題があることを明らかにするとともに、RFO では全 											
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>社連に対し改善に向けた指導を行うこととしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 8 月には、上記の調査結果等を受け、全社連病院については、平成 24 年度決算において約 120 億円の決算修正を行うことになったこと、また、こうした重大な事態を受けて、今後の全社連病院の適正な財務・会計処理については RFO が直接各全社連病院を指導するよう厚生労働大臣から命ぜられたことを、記者会見を開き説明するとともにホームページで公表した（「全社連病院の決算修正等について」）。 こうした事態を踏まえ、RFO では、監査法人も活用し、財務及び内部統制に関する調査等で指摘を受けた膨大な事項について、複数回にわたる現地指導を含めた病院指導を実施し、全指摘事項の改善を確認した。 <p>② 中期計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> JCHO の発足にあたっては、厚生労働大臣から中期目標が示され、当該目標を踏まえた中期計画、事業計画を JCHO が策定することとなるが、それらの内容について厚生労働省等と度重なる調整を行い、中期計画・事業計画については JCHO 病院として果たすべき機能など具体的な取組を多く盛り込んだ。 平成 26 年 2 月及び 3 月には、厚生労働省独立行政法人評価委員会地域医療機能推進部会において中期計画（案）等について説明をし、その内容について了承を得た。 <p>③ JCHO 病院の名称、組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先団体が運営していた際には、病院の名称には「社会保険」等の旧委託先団体を示す文言が含まれた病院名となっていた。こうした文言を残すことを希望する病院もあったが、病院と度重なる調整を行い、すべての病院についてこうした文言を含まない名称に変更した。 また、病院内の組織体制については、委託先団体の病院ではまちまちであったが、JCHO 病院として病床規模に応じた統一の組織体制とすることとし、従来の病院組織か 											
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>らの移行を図った。</p> <p>④ 給与等</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先団体で給与体系が異なり、特に全社連については全病院（47 病院）が異なる体系となっており、また、給与・賞与の水準が公的病院水準よりも高い病院が存在するという状況であったが、JCHO への移行に当たっては、統一の給与体系、公的病院の給与と遜色のない給与水準にするとの方針の下、各病院との困難な調整を行った。 また、JCHO へ移行する職員の JCHO 移行時における給与設定については、それまでの病院における評価等を踏まえた給与設定とすることとし、膨大な作業量の調整を RFO と病院間で行った。 <p>⑤ 職員の採用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先団体の職員については、基本的に全員を採用することは病院職員に伝えていたが、委託先団体を一旦退職することから退職金が支払われること、また、JCHO では給与が低くなる職員もいること等から、職員が大幅に離職することが懸念されていた。 こうした懸念に対し、全院長を対象とする第 8 回院長会議（平成 25 年 9 月）には「理事長から職員の皆さんへのメッセージ」と題する資料（職員が乗り越えるべき課題、JCHO が果たすべき使命を改めて説明した上で、地域医療における新たなブランドであることなど JCHO の魅力を説明したもの）を示し、この資料も活用して各病院において職員に丁寧な説明を行い、JCHO の魅力を伝え、誤解を解くよう求めた。 こうした各病院と一体となった対応を行った結果、JCHO 発足時の常勤職員数については、改組前の委託先団体時とほぼ同数の約 2.3 万人を確保することができた。 <p>⑥ JCHO が保有することとなる資産の確定等</p>											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先団体の病院に係る資産については、RFO と委託先団体の病院運営に係る委託契約に基づき RFO に引き渡され、引き続き JCHO が保有して病院運営を行うことが基本的な考え方であった。しかし、委託先団体の病院が保有する資産については、遊休資産など JCHO における病院運営で必要がないものもあったことから、こうした資産は処分させるとともに、RFO に引き渡す膨大な資産の一覧を確定するという作業を委託先団体と行った。 <p>⑦ 病院の運営に係るシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JCHO の発足にあたり、旧全社連病院のネットワークをベースとして、旧厚生団と旧船保会の病院をこのネットワークに接続し、JCHO の全病院を結ぶ JCHO net を構築した。 ・ 人事・給与システム、財務システムについては、JCHO 発足時から全病院統一のシステムで稼働することを方針とし、限られた時間の中で円滑に運用が可能となるようシステム関連業者とともに稼働に向けた準備を行った。財務システムについては、旧全社連が使用していたシステムをベースとしつつも独法会計基準に対応させる改修が必要であり、人事・給与システムについては、JCHO 発足に当たり新たに構築をした。こうした困難な状況であったが、JCHO 発足後の給与について大きな混乱もなく支給をすることができた。 ・ 各病院のホームページについては、委託先団体の中でも体裁等が統一されていなかったが、JCHO 発足に向けて、統一的なフォーマットを RFO が作成し、既存のホームページをそのフォーマットに移行することにより、全病院が統一感のあるホームページを構築することができた。 <p>⑧ その他の種々の事務</p> <p>上記の他にも、</p> <p>ア JCHO の運営に必要となる就業規則等の各種規程等の作成</p>											
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>イ 組織の名称変更等に伴う厚生局・都道府県等に対する届け出等に係る対応</p> <p>ウ 医薬品の共同調達</p> <p>エ 委託先団体における医療紛争の承継、保険契約等に係る調整</p> <p>オ JCHO 発足時に配布するパンフレットや機関誌の作成など移行にあたり必要となる種々の事務を実施した。</p> <p>⑨ 総合診療医の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上のような改組に当たって必須となる準備作業に加え、JCHO の特色の一つである総合診療医の育成を進める体制を予め整備する観点から、外部有識者や病院長を集めた会議等で総合診療に係る意識啓発を図るとともに、各病院に対してプライマリ・ケア認定医及び指導医の資格取得を促した結果、JCHO 病院グループ全体で累計 250 名以上が認定医等の資格を取得するなど、総合診療に関する現場の関心を高めることができた。 ・ また、平成 26 年度に行われる総合診療に関する後期研修について、6 病院で研修プログラムが認定を受けるなど、JCHO において総合診療医の育成に向けた取り組みが円滑に行われる準備を進めた。 											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果							評価期間 の評価																																																														
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23		H24	H25																																																												
第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	<p>・ 平成17年度及び平成23年度を除き、予算額を上回る決算額となっているが、不動産売却収入等の収入が計画を上回っているためであり、一般管理費については、中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行した。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成17年度</td><td>9,859</td><td>4,999</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>30,148</td><td>31,504</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>59,002</td><td>66,963</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>86,978</td><td>96,898</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>100,444</td><td>110,545</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>104,238</td><td>118,244</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>25,472</td><td>25,046</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>28,737</td><td>29,113</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>34,321</td><td>38,350</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>不動産等売却収入</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成17年度</td><td>6,945</td><td>4,819</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>25,738</td><td>27,147</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>30,531</td><td>37,252</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>42,905</td><td>51,933</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>44,203</td><td>51,356</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>41,629</td><td>49,630</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>5,444</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>11,913</td><td>15,835</td></tr> </tbody> </table>		予算額	決算額	平成17年度	9,859	4,999	平成18年度	30,148	31,504	平成19年度	59,002	66,963	平成20年度	86,978	96,898	平成21年度	100,444	110,545	平成22年度	104,238	118,244	平成23年度	25,472	25,046	平成24年度	28,737	29,113	平成25年度	34,321	38,350	不動産等売却収入	予算額	決算額	平成17年度	6,945	4,819	平成18年度	25,738	27,147	平成19年度	30,531	37,252	平成20年度	42,905	51,933	平成21年度	44,203	51,356	平成22年度	41,629	49,630	平成23年度	0	0	平成24年度	5,444	0	平成25年度	11,913	15,835	A 3.71	S 4.57	S 4.86	S 4.57	S 5.00	S 4.57	A 4.14	A 3.57	A 3.83	A 4.31
	予算額	決算額																																																																						
平成17年度	9,859	4,999																																																																						
平成18年度	30,148	31,504																																																																						
平成19年度	59,002	66,963																																																																						
平成20年度	86,978	96,898																																																																						
平成21年度	100,444	110,545																																																																						
平成22年度	104,238	118,244																																																																						
平成23年度	25,472	25,046																																																																						
平成24年度	28,737	29,113																																																																						
平成25年度	34,321	38,350																																																																						
不動産等売却収入	予算額	決算額																																																																						
平成17年度	6,945	4,819																																																																						
平成18年度	25,738	27,147																																																																						
平成19年度	30,531	37,252																																																																						
平成20年度	42,905	51,933																																																																						
平成21年度	44,203	51,356																																																																						
平成22年度	41,629	49,630																																																																						
平成23年度	0	0																																																																						
平成24年度	5,444	0																																																																						
平成25年度	11,913	15,835																																																																						

		<table border="1" data-bbox="1130 275 1893 787"> <thead> <tr> <th>一般管理費</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>149</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>168</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>168</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>164</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>163</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>147</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>147</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>147</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>136</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 17 年度の期間は 6 ヶ月である。</p> <p>第 4 短期借入金の限度額 1 限度額 166 百万円 2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応</p> <p>第 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第 6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期借入金は、初年度である平成 17 年度の 166 百万円のみである。 ・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供したことはない。 ・ 初年度である平成 17 年度及び東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費を考慮した平成 23 年度を除き、国庫納付を行っている。 	一般管理費	予算額	決算額	平成 17 年度	149	148	平成 18 年度	168	146	平成 19 年度	168	136	平成 20 年度	164	134	平成 21 年度	163	134	平成 22 年度	147	120	平成 23 年度	147	108	平成 24 年度	147	93	平成 25 年度	136	85											
一般管理費	予算額	決算額																																									
平成 17 年度	149	148																																									
平成 18 年度	168	146																																									
平成 19 年度	168	136																																									
平成 20 年度	164	134																																									
平成 21 年度	163	134																																									
平成 22 年度	147	120																																									
平成 23 年度	147	108																																									
平成 24 年度	147	93																																									
平成 25 年度	136	85																																									

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価																																																			
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25																																																		
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>・ 平成18年度より、一般職員については実績評価と能力評価による評価、譲渡専門員については民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。</p> <p>・ 各年度において、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、実情に即した効率的な業務運営体制となるよう、常に必要な見直しを行ってきた結果、平成25年度末の常勤役職員数は22名となり、基準人員（41名）との比較で平成25年度は46.3%の削減をした。</p> <p>【常勤役職員数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>34</td> <td>31</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">基準人員（41名）</td> </tr> <tr> <td>削減率（%）</td> <td>△12.2</td> <td>△4.9</td> <td>△4.9</td> <td>△17.1</td> <td>△24.4</td> <td>△39.0</td> <td>△41.5</td> <td>△46.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考：総人件費改革におけるRFOの基準人員数（定員）は、41名（常勤役員を含む）である。）</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		7									人数	36	36	39	39	34	31	25	24	22	基準人員（41名）										削減率（%）	△12.2	△4.9	△4.9	△17.1	△24.4	△39.0	△41.5	△46.3		<p>A</p> <p>3.71</p>	<p>A</p> <p>4.00</p>	<p>A</p> <p>4.00</p>	<p>A</p> <p>3.85</p>	<p>A</p> <p>4.00</p>	<p>S</p> <p>4.57</p>	<p>S</p> <p>4.85</p>	<p>A</p> <p>4.28</p>	<p>A</p> <p>4.16</p>	<p>A</p> <p>4.16</p>
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																																					
	7																																																													
人数	36	36	39	39	34	31	25	24	22																																																					
基準人員（41名）																																																														
削減率（%）	△12.2	△4.9	△4.9	△17.1	△24.4	△39.0	△41.5	△46.3																																																						

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価																																									
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25																																								
2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付すること。	3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付する。	<ul style="list-style-type: none"> 国庫納付については、譲渡収入を財源として、翌年度のRFOの業務に必要な経費として厚生大臣から示される金額を控除した額を算出し、譲渡収入のあった翌年度に納付してきた。 初年度である平成17年度及び東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費を考慮した平成23年度を除き、国庫納付を行った。 なお、平成25年度に行われた平成24年度に係る国庫納付については、財務省と協議した結果、JCHOの設立当初において必要となる人件費等を賄うための財源の立替費用に充てるため国庫納付を留保することとなり、平成25年度においては東日本大震災に係る国家公務員の給与見直しに関連した削減額（19百万円）のみを国庫納付することとなった。 平成26年度に行われる国庫納付は、例年の施設譲渡に伴う収入に加え、病院経営3団体との委託契約終了に伴う清算剰余金を含めたものとなっている。 国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>予算額 (百万円)</th> <th>決算額 (百万円)</th> <th>納付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>0</td> <td>1,288</td> <td>平成18年9月15日</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>20,356</td> <td>22,950</td> <td>平成19年9月25日</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>33,462</td> <td>40,319</td> <td>平成20年9月22日</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>43,584</td> <td>48,581</td> <td>平成21年9月24日</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>51,578</td> <td>89,178</td> <td>平成22年9月24日</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>0</td> <td>3,085</td> <td>平成24年9月26日</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>13,837</td> <td>19</td> <td>平成25年11月8日</td> </tr> </tbody> </table>	年度	予算額 (百万円)	決算額 (百万円)	納付年月日	平成17年度	0	0	—	平成18年度	0	1,288	平成18年9月15日	平成19年度	20,356	22,950	平成19年9月25日	平成20年度	33,462	40,319	平成20年9月22日	平成21年度	43,584	48,581	平成21年9月24日	平成22年度	51,578	89,178	平成22年9月24日	平成23年度	0	0	—	平成24年度	0	3,085	平成24年9月26日	平成25年度	13,837	19	平成25年11月8日	A 3.86	A 4.14	A 3.71	A 3.85	A 4.14	A 3.71	A 3.85	A 3.71	S 4.66	A 3.96
年度	予算額 (百万円)	決算額 (百万円)	納付年月日																																																	
平成17年度	0	0	—																																																	
平成18年度	0	1,288	平成18年9月15日																																																	
平成19年度	20,356	22,950	平成19年9月25日																																																	
平成20年度	33,462	40,319	平成20年9月22日																																																	
平成21年度	43,584	48,581	平成21年9月24日																																																	
平成22年度	51,578	89,178	平成22年9月24日																																																	
平成23年度	0	0	—																																																	
平成24年度	0	3,085	平成24年9月26日																																																	
平成25年度	13,837	19	平成25年11月8日																																																	

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価																			
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25																		
<p>3 外部の有識者からなる機関に関する事項</p> <p>各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。</p>	<p>(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。</p>	<p>・ RFO の譲渡業務の遂行に当たって、外部の有識者の意見を聴くため、譲渡業務諮問委員会を設置し、RFO の理事長の求めに応じ個別資産の具体的な譲渡方法を含めた年金福祉施設等の譲渡に関すること、社会保険病院等の運営又は管理に関すること（RFO 負担による施設整備、東日本大震災被災病院の整備状況等）について審議を行った。</p> <p>同委員会については、RFO の業務内容の変化に応じて、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者も加わり、開催頻度も見直して適宜実施した。また、審議内容はホームページで公表した。</p> <p>【譲渡業務諮問委員会開催回数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成17年度は、6ヶ月の実績</p> <p>・ 同委員会では、譲渡業務のみならず、社会保険病院等の運営または管理に関する事項についても諮問を行い議論が行われており、これらの議論のなかで出された意見については、適宜、RFO の運営に反映させた。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	2	5	4	5	3	3	4	1	2	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																						
2	5	4	5	3	3	4	1	2																						
			4.29	4.43	3.86	4.00	4.00	4.00	4.00	3.28	3.66	3.95																		

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25
<p>4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項</p> <p>機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。</p>	<p>(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 また、新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当者が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。 個人情報保護に関し、対処すべき問題は起きていない。 	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			3.71	3.86	3.71	3.71	4.00	3.85	3.71	3.57	3.83	3.77

中期目標	中期計画	評価期間（平成17年～25年度）の実績報告	事業年度評価結果								評価期間 の評価
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
5 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	(4) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣の指示により、終身利用型老人ホームの入居者が、入居時に締結した条件を継承し、将来に亘って生活を行うことに配慮するために、企画競争にてアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査を実施した。 ・ 入居者の終身利用権を保護するため、次の3点を譲渡条件として付して譲渡を行うこととし、入居者への説明会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 入居者が入居の際に委託先公益法人与締結している入居契約上の地位を買受者が承継すること。 ② 管理費等の水準を1年間維持すること。 ③ 未償却の入居一時金を、入居者への返還義務を付して継承すること ・ 入札参加資格については、介護付き有料老人ホーム等を運営している法人に限定し、平成22年7月22日に入札に付し、買受者に対し、9月30日で引渡しを完了した。 ・ なお、買受者が承継した入居一時金が適正に使用されているかなどについて、定期的な確認を実施しており、現状、問題は生じていない。 	—	—	—	—	S 4.85	S 5.00	—	—	S 4.93